



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2018/10/1

NO.288 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

「消費税、相談してよかった」

20日、なんでも相談会を開催し会員Aさんから消費税について相談がありました。「消費税を分割して納めたい」という相談を受け、この日のうちにAさんと県連青木事務局長は、税務署に行きAさんの現在の消費税の納付状況などを確認してきました。

税務署は、「換価の猶予の申請があれば受け付けます」と前向きな対応でした。9月中にAさんは事務局と一緒に「換価の猶予」の申請書を作成し、税務署に提出することになっています。

Aさんは「税務署に事務局と一緒に行ってよかったです。助かった。申請書を作るときにまた事務所に来るよ」と少し安心した様子で帰りました。

消費税など税金が払えないときは

「換価の猶予」制度の活用をしましょう

税金を一度に払いきれないときは、「換価の猶予」の制度を積極的に活用しましょう。税務署などの督促状を放置しておく、預金や売掛金などを差し押さえられてしまう場合があります。 「換価の猶予」の申請が認められると、延滞税が減額・免除となり、差押えを猶予、解除することができます。 単なる「分納」の制度は、本税に加えて延滞税の負担が重くなり、「換価の猶予」の制度とは全く違う効果となります。この制度は、国税などが対象です。詳しい内容や相談は民商へ連絡ください。



9月分(10月納付分)からの厚生年金保険料率は変更ありません。 今後は18.3%で固定されます。

厚生年金の保険料率は、平成16年から毎年段階的に引き上げられてきましたが、昨年9月で引き上げが終了しました。 今後は、18.3%で固定されることとなります。厚生年金に加入している方の保険料率は、9月分(10月納付分)から18.3%のまま変更ありません。

10月1日から改定

新潟県最低賃金 803円に

時間額の最低賃金が803円に引き上げられます。現在の778円から25円の引き上げになります。年齢、パート、アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、労働者全てが対象となります。



ご案内「心をつかむ宣伝広告」

★チラシ・POP・DMなど販売・集客促進ツールの基礎から学びたい！
 ★お客様の心理をつかんで感動の接客・販売をしたい！など・・・

あなたの経営力アップの願いに、購買心理分析&集客術のプロが応えます！

とき 10月28日(日)

午後2時から4時30分

ところ ANAクラウンプラザホテル新潟

参加費 1,000円

講師 竹谷知江子氏

「顧客の心をつかむ宣伝広告」

※どなたでも参加できます。参加希望の方は民商へ連絡をお願いします。

10月の無料法律相談

日時 10月16日(火)

午前10時30分から

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。